

入札監理小委員会  
第548回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第548回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年6月28日（金）13：31～15：11

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
  - JSTセキュリティ監視運用業務（国立研究開発法人科学技術振興機構）
3. 実施要項変更の報告
  - 電子海図システム管理装置ほか一式借入保守（海上保安庁）
4. 事業評価（案）の審議
  - 国有林の間伐等事業（農林水産省）
  - 航空交通管制機器部品補給管理等業務（国土交通省）
5. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（国立研究開発法人科学技術振興機構）

情報基盤事業部 小賀坂部長

情報基盤事業部情報基盤グループ 植松調査役

情報基盤事業部企画課 住本課長

情報基盤事業部情報基盤グループ 橋本主査

（林野庁）

国有林野部 業務課 田口企画官

国有林野部 業務課 出田需要開発係長

（国土交通省）

航空局交通管制部管制技術課 遠藤課長

航空局交通管制部管制技術課 濱崎航空管制技術調査官

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第548回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国立研究開発法人科学技術振興機構のJSTセキュリティ監視運用業務の実施要項(案)、海上保安庁の電子海図システム管理装置ほか一式借入保守の実施要項変更の報告、農林水産省の国有林の間伐等事業の事業評価(案)、国土交通省の航空交通管制機器部品補給管理等業務の事業評価(案)の4件の審議を行います。

まず、初めに、JSTセキュリティ監視運用業務の実施要項(案)につきまして、国立研究開発法人科学技術振興機構情報基盤事業部、小賀坂部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○小賀坂部長 ありがとうございます。JSTの小賀坂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず事業の概要をご説明いたします。本件はJSTの総合的なセキュリティ対策のためのセキュリティ機器、ネットワーク機器、また、認証等のセキュリティ監視及びインシデント対応を行うものでございます。

想定しております契約期間は2019年11月29日から2023年3月31日までの3年4カ月でございます。今年11月から年度末までの4カ月間は現行業者から新規業者への引き継ぎの準備期間を想定しており、実際の監視業務については2020年4月より3年間という予定でございます。

次に、今回ご説明いたします実施要項におきまして主に現在の契約内容からの変更点にフォーカスを絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、前回契約から取り除いた内容でございます。対象機器からはセキュリティ機器以外の機器を取り除くとともに、業務内容からそれらについての監視業務、いわゆる稼働維持支援というものを除外してございます。セキュリティ機器以外のネットワーク機器の監視は本件対象から除外をしてございます。

また、次に、契約期間は従前2年6カ月であったところを3年に延長いたしております。

また、業務規模及び確保されるべき対象業務の質、いわゆるSLAについて、従来入っておりましたセキュリティ監視以外の機器の稼働監視、これは稼働監視及びその装置に対する、例えば、パッチ当て作業でありますとか、そういったことについては除外をしているということでございます。

以上が今回の実施要項における主な変更点でございますが、以降詳細について担当よりご説明をいたします。

○植松調査役 J S Tの植松でございます。

では、ここからは事業の評価等を踏まえた対応等につきましてご説明をいたします。

平成31年の2月から3月にかけて現行契約の実施状況の報告をさせていただきまして、それを踏まえて今回第2期ということで引き続き調達をするということになってございます。

そこの中の事業評価の中での指摘事項が、2点ございます。

まず、1点目は、競争性の確保ということでございまして、入札説明会等では7者の参加がございましたが、最終的な結果として入札の参加者は現行業者の1者のみであったといったところで、競争性の確保につきまして足らなかった部分があったのではないかとというご指摘でございます。

もう1点は、経費削減でございます。従前の経費と比較しまして、微増ですが増えているということでございまして、こちらも1者応札の影響があるのかなということで、今回第2期につきましてはこの競争性の確保を十分仕様書に盛り込ませていただきます。また、評価基準等も条件の緩和等を加味しまして進めていきたいと思っております。

次に、具体的な改善のところをご説明さしあげたいと思います。

まず、調達作業そのものの改善でございますけれども、新規参入を促すということで、この実施要項につきましてのビジビリティを上げるということでございます。入札説明会を前回1回から2回にさせていただいております。また、それ以外にも、J S Tでウェブサイト及びメールマガジン等で情報発信しておりますが、それ以外の文科省、外務省等の調達の場合でも情報発信をさせていただいております。あと、意見招請につきましても、この段階でできるだけ開示資料を充実させまして、今回新規業者でありますけれども、2者から閲覧の希望があったという実績がございます。

続きまして、実施要項そのものの改善のポイントをご説明さしあげたいと思います。

まず、準備期間の延長ということで、先ほど小賀坂から今年度中に落札業者が決定し、年度末までの4カ月間準備期間ということで、前回3カ月ということでございますけれども、4カ月に延長いたしました。こちらに関しましては、応札の可能性のある業者さんにヒアリング等もしまして、4カ月でオーケーというところもございました。現行業者はもちろんのことですけれども。ということで、4カ月で十分かというふうに認識しております。

加えて契約期間の延長ということで、現行の契約では2年6カ月のサービス提供期間で

したけれども、こちらを3年という形で期間を延ばしております。

加えて、今回の調達のメインはあくまでもセキュリティ監視ということで、直接関係のないネットワーク機器の稼働維持支援は今回実施要項から削除いたしました。これによって参入障壁も若干和らいでいるのかなと思っております。

それ以外にも若干セキュリティということで、最近の動向を踏まえて要件を追加した部分もございます。

その他には、今申し上げました稼働維持支援の業務がなくなったということもありまして、総合評価の点数の配点、配分を見直させていただいております。加えて新規業者さんの参入を促す目的で、新規参入業者さんがいろいろなノウハウをお持ちでいろいろな提案が来るのではないかとということを加味しまして、自由提案の項目をできるだけ加点要素を大きく用意しております。

加えて、先ほど申し上げましたように、昨今のセキュリティ状況に鑑みまして、セキュリティ監視作業ということで、サーバの緊急停止、、あと、DNSのログも監視する必要があるんじゃないかということでこの1年半運用してまいりましたが、こちらも次期の実施要項の中で実施する状況でございます。

情報開示の改善につきましては、新規業者さんに開示する情報を増やしたということでございます。前回は非公開という形でございましたが、今回公開という形でより要件の作業量の見積もりがしやすいということをいかに早い段階から情報開示をしていくということで十分な新規業者さんの検討の時間というのでしょうか、詳細な工数見積もりができるように情報公開をするということでございます。

今回、意見招請を実施しております。4月23日から5月28日までの間で意見招請を実施し、3者20件の意見がございました。この3者は現行業者以外のものでございます。この20件の内訳をいろいろ分析というか、重複排除もさせていただきまして、最終的に8件に関して、検討いたしました。

以降はこのパブリックコメントへの対応の状況につきましてご説明さしあげたいと思います。

まず、今回準備期間を4カ月確保いたしました。それでも足りないという業者さんが1者ございました。ただ、こちらをよくよく内容を見ると、4カ月で環境の構築そのものはできるんだけれども、そこからチューニング等、実際に運用に近い監視体制に持つていくためにはさらに2カ月間必要だということございまして、ここにつきましては、4カ

月である程度環境は構築できるということでございます。さらにサービスレベルが4カ月の直後の時点では達成できないかもしれないというお話でしたので、ここにつきましてはこの現行の我々が示しているサービスレベルとどれぐらい乖離が出るのかといったことを提案の中で入れていただいて、十分な乖離がないところに関しましては相応の点数を、乖離が大きいところには点数が下がるような総合評価の点数の配分にさせていただいて提案が可能な状況にできるのではないかとということで、6カ月の準備期間といったところに関しましては反映してございませんが、この業者さんにつきましては提案ができる状況にできるのかなと考えております。

次に、セキュリティログ監視の分析結果についての報告について言及がないとの指摘がございました。ご指摘のとおりで記載を追加いたしました。

次に、サンドボックスが検出したマルウェアの分析の結果報告に30分以上時間を要する可能性があるとの指摘がございました。こちらにつきましては何でもかんでも30分以内で判定ができるかということ、実際の状況にも応じてくると思いますので、条件の緩和という観点で原則とし、それが難しい場合はまず一旦中間で状況を報告することという条件の変更といたしました。

次に、ブラックリストIPアドレスの登録について、リストの登録を「各平日に1回」となっているが、必ずしも追加・更新対象となるIPアドレスが毎日存在しないとの指摘がございました。これは実際に更新がない日もあるでしょうということで、ない場合は設定は不要ですよということを追記いたしました。

次に、ログの調査について、分析対象とするログの訴求期間を示す必要がある、との指摘がございました。ログの調査の過去にさかのぼりの期間を明記できてございましたので、6カ月という定義で明記をしております。

次に、引き継ぎに関しまして、分析とか、相関分析のルール、こういったところも引き継ぎの対象になるのではないかと指摘がございました。こちらに関しましては現行の業者も含めていろいろヒアリングをした結果、分析ルールの中、一部はその会社さんのノウハウが詰まっていて開示できないものもあると聞いてございます。そういうことで可能な限り引き継ぐようにと、秘匿としたい情報は除外してよいという条件の書きかえをしております。

その他、エンドポイントに関する監視強化をすべきとの指摘がありましたが、これは自由提案でご提案をいただければということで反映をしております。

駆け足になりましたが、ご説明は以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。  
いかがでしょうか。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。前回の指摘を踏まえて一部業務をなくすという形をとっています。期待は持てる場所なんです、これを最終的に、今事業を行ってというか、入札を行って、費用が積算されたときに、ちゃんと複数者出てきて競争性が発揮できた、金額についても下がったということが起こった場合に、今回一部業務を削減しているということになりますので、今資料だと前回の落札価格と今回このくらいかなというのが比較されているわけですが、実際に業務がなくなっている部分についてちゃんと考慮した上で評価をするというふうにおおそくなる可能性があると思いますので、現在の落札価格に対して落とした業務がどのくらいの価格になっているかということをおのうちに計算をしておいていただいて、実際にその価格と比較をする、また、今回追加されている部分がありますので、その部分についてどのくらいの価格になっているから、それと比較してどのくらいかという形での比較をお願いしたいと、多分事務局からもそんな話が出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ頑張ってやっていただければと思います。

○井熊主査 ほかいかがですか。

はい、どうぞ。

○大山専門委員 構成図の中のセキュリティ機器と書いてある装置ですけど、これはJSTがお持ちのものなんでしょうか。それとも、ここのセキュリティ機器と書かれているものはどこの装置、どこのってメーカーじゃなくて、誰がこれを持っているかって、教えてくださいませんか。

○植松調査役 一部JSTが調達をしまして購入をしたものがございます。もう1つは、共通IT基盤という枠組みの中で仮想サーバの環境を持ってございまして、そこに付随したセキュリティ機器がございまして、そちらはサービスとして購入した形になってございまして、そういったものが混ざってございます。

○大山専門委員 そういうことね。そのサービスの契約の主体はJST？

○植松調査役 もちろんでございます。

○大山専門委員 そういうことですね。それで安心したんですけど、このセキュリティの話で言っている中で、個人情報的なものをそちらがお持ちで、それに対する対応というの

を何かお考えになられているのかどうか。それによって、ご存じのとおり、情報が流れて、流失した例というのがあるので、そこで情報が出ていってしまったときの1つの大きな懸念材料というのが経験上わかったのは、そのシステム、セキュリティ機器自体が古くなってくると、最新のウイルスに対応し切れなくなる、したがって、そのサービス契約の話が出てきていると思うんですけども、今回混ぜた中に、全範囲を見たとき、カバーされているかどうかというのが心配になって、普通、通常の調達をやると、何かあったからといってすぐ装置入れかえることができないと思うので、そこが、その期間が危なくなる、一般的にそうなる例が出ているんですよ。そこで、そのお持ちのものがあるとするならば、それで対応が全体の構成から見て大丈夫かというのを教えていただければと思うんですけど。

○植松調査役　そういう意味では今回のネットワーク機器を削除したものに対しても、じゃあ、どうやっていくのといったときにはやはり内製で、自分たちで定期的にベンターからのパッチ情報とかを収集して適応してございます。で、今回対象のセキュリティ機器につきましても十分自分たちで情報収集して適応していく体制は持っております。

○小賀坂部長　補足をさせていただきますと、これは一般論的になりますけれども、JSTのセキュリティポリシー上、みずから所有する機器についても、また、委託契約でもって装置を置かせるものについても、あるいは委託業者が自社内に置くものについてもJSTの役務を受ける場合には、JSTのセキュリティポリシーを守っていただきます。加えて、これについては定期的に立ち入り検査などをやっておりますので、一応コンプライアンス的にはそここのところで担保をしているつもりでございます。

○大山専門委員　すいません、もう1つだけ。

○井熊主査　はい、どうぞ。

○大山専門委員　そういうお考えがあるのはよくわかるので、結構なことなんですけども、ぜひ請負業者さんが決まった時点で積極的な提案をしていただくことをお願いしていただきたいと思うんですね。というのは、JSTのセキュリティポリシーがそのときそのときにはいいかもしれないんですが、さまざまな変化が起こったときに迅速に対応するというのは極めて重要になってきて、これは予算措置を、先ほど言いましたように、何らかの措置をしている間に間に合わなくなるということが起こり得るんですよ。したがって、そこについては、特にセキュリティに関するところは、今JSTのポリシーだと新しい装置を何か入れるなんてだめだよという話がもしあるならば、積極的にこれを入れておいたほ



うが安全なんだという話を言われたときに十分確認して対応できるようにしていただくことが重要ではないかなと思いますので、ぜひそこはご配慮いただければと思います。

○小賀坂部長 承知いたしました。

○井熊主査 ほかいかがですか。

私から1つ。これは自由提案を81ページで求めて、加点の配点をほかのやつより倍ぐらいとって、なかなかチャレンジングでいい試みだと思うんですが、ただ、これは何でもかんでも自由提案すればいいというわけではなくて、JSTが持たれている問題意識に対して提案をしてもらうというのが一番いい競争になるんだろうなと思いますので、そのところをある程度項目出しをしてあげて、何か説明を、書面でもいいし、説明会でもいいんですけども、例えば、何とかの効率化ということがあったら、「いや、こういう部分で業務が滞っているんだけどね」みたいな話を提案する側に伝わるようにしてあげてほしいなと。特に現行の事業者との業務の中でなかなか解決できないような問題を提案してあげると、チャレンジする人が提案する意義というのにも出てくるかなと思いますので、せっかくこういう大きな配点を設定しているので、ぜひいい形で使っていただければと思います。

ほかいかがですか。

どうぞ、はい。

○関野副主査 新規事業者から、2者閲覧の希望がありましたのことでですけど、平成27年から見ていると、過去3期は1者で、平成27年は2者だったということになるんですが、そうすると、入札説明会では7者の参加があったというので、5者はどういう位置づけになるんですか。入札の説明会には来たけども、それ以上立ち入らなかったという、新しい方だと思うんですけど、そうやって読むんですかね、これ。

○植松調査役 説明会で7者のお話は、現行契約のとき、前回の契約のときの入札説明会は7者来ましたというお話をさせていただいていますと。すいません、ついこの間4月から5月にかけて実施させていただいた意見招請において資料の開示の要求があった業者さんが2者あったということなんですけれども。

○小賀坂部長 ですから、7者と2者の間につながりはございません。7者というのは3年前のときのことでございます。

○関野副主査 でも、説明会には7者とあるんですけど。7者説明会に来てこの間は1者を、従来の方が応札……。

○小賀坂部長 さようです。

○関野副主査　そういうことですか。それでいいんですよね。

○小賀坂部長　はい。

○関野副主査　だけど、7者の中で2者全く新しい人がいましたという解釈じゃないの？

○植松調査役　ここの新規とっているのがこの過去の7者に入っているか入っていないかということ……。

○小賀坂部長　3年前の入札説明会の7者がどの会社であったかというのを今持ち合わせておりませんので、申しわけありません、わかりかねるんですが。

○関野副主査　何か基本的にはパイが大きくなるというか、興味を持っていただく方が増えているということであればいいかなと思ったんですけど。

○小賀坂部長　閲覧希望2者は、これは確実に増えたなとは思っております。従前は、前回の調達は7者が説明会に来たけれども、応札したのは1者であったということから、なかなか入りにくい調達であったことは間違いなかったとは思っておりますので、今回少し効果があったのかなとは思っております。

○関野副主査　はい、わかりました。

○井熊主査　ほか、よろしいですか。

基本的にはいろんな方々からのご意見とかを踏まえてかなり工夫して改善されているのかなと思います。その意味で今日出ました新たな指摘等も参考にした上で一層改善を図ってやっていただきたいなと思います。その意味でぜひこの改善を図った上でこの実施要項で進めていただければと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了するものといたしまして、今後の取り扱いや監理委員会への報告につきましては私に一任させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○井熊主査　ありがとうございます。今後、実施要項の内容につきまして何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局から何かございますか。

○事務局　特にございませぬ。

○井熊主査　ありがとうございます。

それでは、本件に関する審議はこれで終わりにしたいと思います。本日はどうもありが

とうございました。

(国立研究開発法人科学技術振興機構退室)

○井熊主査 引き続きまして、事務局から報告案件がございます。

それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2に沿ってご説明いたします。

案件といたしましては、「電子海図システム管理装置ほか一式借入保守」(海上保安庁)でございますけれども、その実施要項の変更についてということでございます。

1番目、事業概要といたしまして、海上保安庁では電子海図システムを導入しております、その借入保守を行っているところでございます。

(2) 契約期間につきましては、大きく①②③と分かれておりますが、①市場化テスト第1期目としては平成26年から平成31年まで、②、これは市場化テスト対象外でございますが、平成31年4月から令和元年の6月までということで、③、これが市場化テスト第2期ということでつい先達まで審議いただいたものでございます。これが令和元年7月からということで、2件の契約について審議いただいたところでありまして、

2項目、実施要項変更についてということで、(1)で経緯が書いてございます。先ほど申しました③-1、③-2につきまして、第227回監理委員会におきまして議了し、その後、海上保安庁が入札公告を行ったところ、公告資料に以下の不備があるということが判明いたしました。民間競争入札実施要項の不掲載、暴力団排除に関する照会期間が未設定ということで、これによりまして入札公告を取り消して、再公告手続きを実施する必要が生じました。本年の6月に入札公告を取り消すとともに、再公告手続きのための実施要項に記載された内容を変更するというものでございます。

裏に行っていたきまして、実施要項変更の内容ということで、2件の契約案件につきまして、開始時期を7月から10月に変更する、また、その契約期間を3カ月間短縮するというものでございます。10月以降のこのものにつきまして実施要項変更した上で市場化テストに沿って再公告手続きを行うものとするということでございます。

事務局からは以上でございます。

○井熊主査 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明に関しましてご質問等ございましたら、ご発言お願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○大山専門委員 質問というほどじゃないけど、何で起きたの？

○事務局 4月に先方の担当が変わりまして、引き継ぎがうまくいかなかったようでございます。

○井熊主査 ほかよろしいですか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 これこうせざるを得ないと思うのですが、スタンスとして、変えることを了承するという伝達なのか、次回からきちんと事務を行うようにという注意なのか。参考までにですけど、事務局としてはどういう位置づけの連絡をされるのですか。

○事務局 この小委員会においては実施要項変更になるということで、これをお伝えするという位置づけでございます。

○宮崎専門委員 わかりました。

○井熊主査 よろしいでしょうか。

では、本件はそういう形で進めさせていただければと思います。ご報告ありがとうございました。

(林野庁入室)

○井熊主査 続きまして、国有林の間伐等事業の実施状況につきまして、林野庁国有林野部業務課、田口企画官よりご説明をお願いいたします。ご説明につきましては10分程度でお願いいたします。

○田口企画官 林野庁業務課の田口と申します。今日はよろしくをお願いいたします。

まずは国有林の間伐事業の実施状況につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。この事業につきましては、C-2という資料がございまして、簡単に申しますと、森林が成長する過程の中で間伐を何回か繰り返しながら事業を実施していますけれども、この民間競争入札の事業におきましてある程度大きな事業量を確保しまして、複数年で実施することによりそれを一括して発注することで事業者の創意工夫だとか、企画提案だとか、そういったものを取り込んでより効率的な作業を実施していくということで平成23年から事業を実施させていただいています。これまでには平成27年に今育ってきた森林を複層林にするという事業もございまして、複数年で実施する中で植付を一緒にするような事業の拡大等にも取り組みながら進めさせていただいています。

それでは、今回のご報告といたしまして、平成29年の4月以降、29年度に契約をさせていただきまして事業で30年度に実施しているものについて事業の実施状況を報告させていただきたいと思えます。

実施受託事業者でございますけれども、森林管理局は全国で7つございまして、北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州でございます。その中の森林管理局内の22の森林管理署等で事業を実施させていただいています。箇所数にすると23カ所でございます。こちらにつきましては別紙で一覧表としてお示しをさせていただいています。

事業の確保されるべき質の達成だとか、評価につきましては、大きく4つの項目で評価をさせていただいています。

1つは、事業の全体計画の企画提案と進行管理、また、次に間伐、路網整備、そして、植付と、この4項目でございます。通常我々はそれをそれぞれの現場で事業実行する段階の監督だとか、完了検査、それと毎年行っています実施状況の調査で事業の進捗を把握しているところでございます。

また、具体的にはこの実施状況調査の中では10項目についてそれぞれ評価をさせていただいています。これにつきましては資料のC-4とC-5にありますけど、特にC-5に、左から2つ目の縦のラインに記載している工程管理、技術の向上、労働生産性、あるいは安全対策だとか、作業システムの状況の10項目について評価をさせていただいています。今日はそれらのものの主なところをご説明させていただきたいと思います。

これらにつきましてはあらかじめ事業を実施していただいている受託事業者から提案をいただいていますので、提案事項の実施状況がどうであるかということを確認しています。初めに、2ページ目の一番上でございますが、事業の全体の企画立案及び進行管理でございます。企画立案につきましては受託事業者の過去3年間のご自身の間伐の実施状況等を勘案して生産性の目標を立てていただきながら現場での工夫を提案していただいています。これの事業計画は適切なものであると思っています。

また、進行管理でございますけれども、30年度までの実施状況を確認したところでございますが、間伐の実施状況につきましては全箇所平均で93%、また、生産量につきましては全箇所平均で107%という結果になっています。特に幾つかのところにおいては十分な達成になっていないところもございまして、例えば、高知中部署では進捗状況が他と比べて特に低位でございます。これらは7月の集中豪雨等がございまして、現地に行くまでのアクセス道の被災等で作業のシステムを少し見直さなければいけなかったということもございまして、そのほかの地区においても降雨だとか、降雪等により箇所の変更等を少し取り組まなければいけなかったということもございまして、幾つかの箇所では十分な達成とは言えなかったんですけども、総体としてはそれぞれの事業をしていただいていると

思っているところでございます。また、特にこれは大分西部でございすけれども、生産量の進捗が非常に高いところもございす。これは木材を生産したときに良いところとか、普通のところ、悪いところ、それぞれこれはA材、B材、C材という言い方をしているんですけども、非常に歩留まりも上がり、生産量が高くなったということでございす。

また、その他の部分といたしまして、生産性だとか、技術の向上につきましては、受託事業者が社内での研修を実施するという提案があったんですけども、研修が実施されなかったという箇所もございす。

また、生産量の計画の8割に満たないところが全部で5カ所ございす。この労働生産性と申しますのは、作業員1人で1日何m<sup>3</sup>木材を搬出できるかということを一つの指標として立法メートル・パー・人日で表しています。予定どおりの作業が組めれば高まるんですけども、例えば、先ほどの雨だとか、別の作業が入ると、人工数が増えるということで生産性が低くなってしまいます。台風の影響も一つの要因になっていると考えているところでございす。

また、安全に対しては、網走南部署で残念ながら労働災害が発生した状況もございす。

次に、間伐でございす。これは状況につきましては3ページに書いてありますけれども、毎年の契約に基づく完了検査でも不合格になった箇所はございせんし、予定した作業システムに取り組んでいただいているところでございす。ただ、1カ所提案どおり高性能林業機械は導入していますが、高性能林業機械の活用が十分でなかったところも見受けられたということでございす。

続きまして、路網の整備でございすが、これは森林作業道を作設して活用することによって労働生産性、効率性を高めていこうというものでございす。1つは路網の計画で、どこに作業道を開設するかという計画、もう1つは開設方法でございす。路網の計画や開設方法ではいろんな指導したところでございすけれども、計画どおりに実施できなかったところがございす。これは、例えば、水が出てくるとか、あるいは途中で岩があるとかということで少し線形を変えなければいけないということ、あるいは開設しているときに、これ切高と書いているんですけども、道をつくったときの法面の高さなどでございすが、できるだけ壊れないということで、高さ1メートル程度に抑えましょうということをやっているわけですけども、そういった指導をしたところもございす。

また、資料3の項目4の植付でございすけれども、コンテナ苗の活用や、木材の搬出

に使う重機を使った苗木の運搬等で連携した作業が行われたと思っています。

これら全体の評価といたしましては、若干目標とした生産量を確保できなかったところもございますが、全体としては技術の向上を図って生産量もほぼ確保したのではなかろうかと思っています。

また、技術の向上だとか、労働生産性においては5カ所で目標に対する進捗が8割以下ということで、これは今後もしっかりと対応していかなければいけないという課題があると思っています。

資料3の項目6になりますが、民間の事業者からの改善提案でございます。こちらは機械化がかなり進んできていまして、1つの例といたしまして、木の伐倒は、チェーンソーを使っているんですけども、ハーベスタという伐倒や枝払い、玉切りを1つの機械で実施できる機械を取り入れた事業を実施していただいているところもございます。その他には、先ほど申した作業道の排水の処理に現地で伐採した残りの枝葉を活用した事例もございますし、路網の計画段階ではGNSSの活用などもございます。また、作業道を作設するときには、実際には木を伐りながら別の方がバックホーで掘っていくんですけども、これを1台で行える機械を使っているような事例もございました。

それから、4ページでございますけども、経費の状況の評価でございます。まず、この事業は、先ほどご説明させていただいたように、間伐を1回してから約10年後にまた間伐をするというところで、同じ箇所での評価がなかなか困難でございますので、同じ森林管理署の似たような単年度事業、との比較で評価をさせていただいています。平均の応札者は本事業1.6者の入札平均ですけども、単年度は1.9者ということで若干下回っているということ、平均落札率も単年度事業のほうが少し成績がいいような状況になっております。また、平均単価でございますが、こちらにつきましては500円程度本事業のほうが安くなっているという実態になっております。

また、入札、に意思を示してくださっているような方々へのアンケート調査の結果につきまして入札を見送った方々の評価というものは初年度の予定が既に確保していて予定が組みにくいという意見が62%ございます。

全体の評価としては、以上でございますけども、今後の事業につきましてご説明させていただきますと、まずは応札者をさらに拡大していかなければいけないと。これまで入札のスケジュールの前倒しだとか、あるいは2カ年の事業などを加えるなどの工夫をしてきていますけれども、その2カ年の事業の評価もこれから少し深めなければいけないと思っ

ていますが、どういうことをすれば提案、応募者数が増えてくるか、あるいは質の向上に結びつけられるかとか、そういったことに取り組まなければいけないと思っています。記載はしていないんですけれども、最近ドローンだとか、そういったのを我が職場でも大分活用するようになっておりますので、現地検討会でのそういったものの活用でリアルな情報を応募者の方々に提供していくとか、そういったことに取り組まなければいけないということを今思っているところでございます。

また、最後でございますけれども、令和2年の事業の予定箇所でございます。今各森林管理局といろいろと調整をしているところでございますけれども、複数年の契約ということもございまして、我々が事業計画をしている5年間の事業を森林計画等もつくっているんですけど、その残期間との関係もございまして、24カ所以上ということで記載をさせていただいていたところでございますけれども、今後事業の実施可能な箇所ということで19カ所以上のところで取り組んでいきたいと思っています。

説明少し長くなって恐縮ですが、以上で終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井熊主査 どうもありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、評価（案）につきましてご説明申し上げます。資料C-1をご覧ください。

事業の概要等につきましては、既に林野庁からご説明がありましたので、省略をさせていただきたいと思っております。

あと、事業の実施、受託事業者、実施期間、契約入札状況になりますけれども、こちらは別紙と契約状況の推移、C-3でまとめたものを表にさせていただいております。1者応札のところが23カ所中11カ所という形になっておりまして、競争性については問題があるのかなと考えておるところでございます。

続きまして、3ページになります。IIの評価の概要につきましてまず述べさせていただきます。市場化テストを継続するのが妥当であると、競争性の確保及びサービスの質の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であるという形にさせていただきました。

このような結果になりましたのは、2の対象サービスの実施内容に関する評価のところ



に書かれております。確保されるべき質の達成状況のところをご覧いただければと思っております。検討しました方法なのですけれども、先ほど林野庁からもご説明がありました5項目、企画立案、間伐、路網整備、植付というところの5項目ございますけれども、具体的な数値が出てきておりますのが、企画立案の工程管理、技術の向上及び労働生産性の部分で評価すべきと考えましてこの2点で評価を行いました。

なお、林野庁で用いられている数値につきましては、全ての事業に対してその平均を出しているものになっておりますが、今回私どもで使っている数値は今年の5月末までに終わっている事業をもとに数値を算出しておりますので、数値が若干0.7から0.8という形で高目に出ておりますので、そこはお含みおきください。

4ページ目のところの工程管理でございます。結論から申し上げます。「一部の地域で目標とする水準が達成されていない」という形でさせていただきました。全国平均では108%という形になっておりまして、全国で見た場合では、おおむね達成できたという形としました。台風、降雨等により水準を達成できていない箇所、やむを得ない事情があるところは除いています。ただ、渡島とか、岡山については達成目標の生産量の未達成についての理由があったということがございませでしたので、課題があるという形で整理をさせていただいた次第でございます。

続きまして、技術の向上及び労働生産性でございます。結論としまして、一部地域で目標とする水準が達成されていないという形で整理をさせていただきました。これも同じような形で評価をさせていただきまして、台風と降雨等によるやむを得ない事情があるものを除きますと、渡島につきまして生産性の目標を下回っているという形で課題があるという形で整理をさせていただいた次第でございます。

民間事業者からの改善提案につきましては、既に林野庁からご案内がありましたので、ここは省略をさせていただきます。

5ページになります。3番の実施経費の部分でございます。下の表をご覧いただければと思っておりますけれども、本事業というのが市場化テスト、単年度事業というのが単年度で林野庁さんが市場化テスト以外でやっている同種の事業の平均を出しているものになります。本事業で平均応札者数は1.6、単年度事業では1.9という形で本事業が0.3者低いという形になっておりまして、競争性に問題ありという形で判断しております。一方、平均単価につきましては、536円ほど市場化テストでマイナスが出ておりますので、一定の効果があったという形で評価をさせていただきました。

あと、平均応札者数が減少した理由なのですけれども、こちらは林野庁のアンケートにありますように、既に同種の事業の事業量を確保しており、初年度の事業の予定が組みにくいという形で既に林野庁からご案内がありましたとおりになっておりましたので、やむを得ないのかなと考えております。

6 ページに参りまして、評価のまとめでございます。経費の削減効果については536 円という形で削減が認められており、一定の効果があったという形で整理をさせていただきました。しかしながら、事業の実施に当たり確保される達成目標として設定された質について一部地域においては達成されていないという状況がございますので、競争性の観点からも、あと、質の観点からも課題が認められるという形で整理をさせていただいた次第です。

6 の今後の方針でございます。以上のことから、良好な実施結果が認められたとは評価できないと考えております。このため、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を行っていく必要があるものと考えするという形で整理をさせていただいた次第です。

以上になります。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見・ご質問のある方はご発言いただきます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。

今総務省の話で渡島、岡山というところで、災害にも関係ないのですが、目標が達成できていないというご説明だったと思うのですが、何か説明というか、回答がございましたら、お願いします。

○田口企画官 例えば、大きな自然災害でどうしてもやむを得なかったということを記載させていただいています。ただ、そういった大きな災害があったわけではないのですけれども、日々の作業の仕組みの改善だとか、あるいはこれまでこの事業者が実施してきたところとの比較において若干低くなっているということでございまして、こういったところの改善というのがこれから特に必要かなと我々思っています。

実を申しますと、先ほどご説明させていただきました、作業の人の配置によって随分作業工程というのが変わってきます。雨が降ったからといって、材が出てくる仕事が休みに

なって、別の副作業が増えてくると、人工数は同じなのですが、出てきた数量が少ないことがございまして、今この事業に限ったわけではないのですけれども、一者一者の事業量、キャパシティーを確保するために、事業者自身は高性能林業機械を買うなどの取り組みをしていただいているのですけれども、我々も事業者の方々と一緒になって今、日々の日報の管理を、どの方がどの作業をしたかということをチェックしながら、どういう組み合わせだったら、よりボトルネックがなくなるかということに取り組んでいまして、こういったものの成果で一者一者のキャパシティーの大きさを増やすことによって、新規参入があまりない業界ですので、そういった取り組みをさらに拡大をしていきたいと思っています。具体的な雨だとか、台風だとかということが理由としてあればいいのですけれども、そういった理由がないところもございまして、そういったところの対策として今日報管理などに取り組んでいる状況でございます。

また、始めたばかりですので、これからそれを拡大していきたいと思っています。

○関野副主査 これ結構数が、22カ所、業者というのですか、いらっしゃるのですが、横のつながりってあるのですか。今ご説明があったそのテクニックというか、日報を共有するとか、人の配置をこうしたほうがいいのか、順番はこうしたほうがいいのか。

○田口企画官 これは今まず作業システムなどの現地検討会が有効ですが事業者自身がお互いにそれぞれの事業箇所を見に行くという機会がわりと少ないものですから、そういった現地検討会を我々で企画して実施したりして情報の横の共有をしています。また、今の日報管理等も我々が実施しているものを、もちろん実施しているところにフィードバックをするのですけれども、こうした取組を今広げていっている状況でございます。

○関野副主査 そういうものがもしオープンになれば、ほかの関心を持ってこられる人がいて、見れば参入していただけるかもしれないと思うのですけれども、何も言わないと、多分閉鎖された状態だと増やすということが、競争性を確保するということが難しくなるのかなと、これを見ていると、大体1業者か2業者ですよ、せいぜい。なので、新規の開拓をするのであれば、なるべく情報を開示してあげないと、やろうという気にはならないのかなというのが1つ。

もう1つ、アンケートの結果として、既に同種の事業量を確保しているということがありますが、わかりやすく言うと、年間の人工を確保できませんということですかね。

○田口企画官 これは、例えば、年度当初に事業箇所を先に単年度事業等で確保するとか、民有林で確保すると、作業を実施しているグループがいるのですけれども、班とっている

のですが、4名や5名の班をそちらの仕事をする、その事業が、例えば、10月、11月まで実施するものですから、後から提案をしようと思っても、我々の場合ですと、事業発注すると、現場代理人を常駐してくださいという条項を置いているものですから、その事業が終わるまで次の現場の代理人を送り込むことがなかなか難しいとか、そういったのがあって、当初に事業確保したので、手を挙げられないというご意見だと理解しています。

○関野副主査 ということは、こちらの林野庁で先に、つまり、これから5年後ぐらい、4年後ぐらいのところの予定をオープンにする、募集をすれば、その数年後に応札していただけるということは考えられるということによろしいのですね。

○田口企画官 今我々も年度の当初とか、少し前ぐらいに年間の事業量このぐらいありますよというのを一覧としてホームページで公表したり、あるいは県も、民有林施策でも同じような事業を補助事業でやっていらっしゃいますので、県と連携してそういう情報を流すようなことに取り組んでいって、できるだけその事業体の人たちに先の事業量、いつどのぐらいでできそうかというのをオープンにするような取り組みを数年ぐらい前から拡大し始めているところをございまして、いつ出るかわからないという状況ではない状況をつくりたいと思っています。

○関野副主査 あと、評価自体については、課題があるから、継続はしょうがないかなと思うのですが、どうやったら終わるといえるか、競争入札を、いわゆる卒業といいますけど、終了プロセスに行くかということ考えたときに、この23地域全部が効果があったというやり方をするのか、評価の仕方をするのか、こことここはいいけど、ここはだめという評価をするのか、または災害のこともありますし、今後多分大丈夫かなという予測のもとに終了プロセスに行くという、それはどういうふうに林野庁とはお考えになっているのですか。

○田口企画官 これは評価が現場現場によって、その箇所その箇所で一定じゃないといいますか、事業のやり方というか、いろんな条件が。だから、今個別にこの箇所はよかったから、卒業できましたとか、この箇所はだめだから、やりましょうという、別々にするのはなかなか難しいのかなと思っています。

あと、いろいろこれまでもご指摘いただいた評価の仕方が定性的だとどうしてもなかなか、良かったのか、悪かったというのが一定水準上がってきているかというのがなかなか見づらいというご指摘も伺ってまして、そういったところもこれから内部でしっかり検

討していかなければいけないという認識は持っています。

○関野副主査 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。はい。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございます。なかなか難しいのかなとは思っているのですが、林野庁のこの事業をやっていく上での重点がどこなのかというところがなかなか評価結果を伺っていても、効率性なのか、価格なのか、質の向上なのか、あるいは事業者そのものの育成なのかというところのバランスが全部入ってしまうとわかりづらいところがあって、現状を鑑みると、この事業に参加することによって何か林野庁のサポートがあって技術力が上がって、いいやり方が伝わって、徐々にこの事業を携わらない人もこの業務に参加していく人が、裾野が広がるとか、ほかの業務をやっていく上で役立つというところが何かこの事業の魅力になる要素がもう少し入ってくると、単純に価格とか、手持ちの業務だけじゃなくて、手を挙げる人が増えやすい環境も出てくるのかなと思いましたが、何かしら手を挙げてやっていく上ではやり方そのものとか、効率性を改善できるような施策をサポートしていくようなものがありますよということを少し打ちだしていくのも次の事業としてやっていく上ではあるのかなと思いますので、その辺がもう少し前面に出るようなアピールの仕方もあると思いますので、次の取り組みのときにぜひ考慮いただければと思います。

○田口企画官 ありがとうございます。我々森林整備を実施していく上では事業実施、直営で直接やるということではなくて請け負いでやっていますので、事業を実施してくださるその事業体の方々がいなければ森林整備は全く進まないということで、その事業体の方々も山村地域の方々でございます。そういったところでは事業体の方々の育成があって初めてこの事業に限らず森林整備全体が成り立っていくということです。この事業では、先ほどご説明させていたところの中でも1つあったのですが、長期的に事業を回していけるから、新しい機械を買うことができましたと、国有林野事業では補助金での支援はありませんので、事業の発注という形で事業体の方々の経営の安定だとかいうところに関与できると思っていて、そういったところで少し新しい機械を買うことによって生産性が高まってきたとか、事業量が拡大してきたとか、そういったところをこれからも評価していきたいし、我々も取り組んでいきたいと思っています。そのツールとしてはこの事業も役に立っていると認識しています。

○井熊主査 どうもありがとうございます。この事業に関しましてはこれまでも長くこの

委員会で一緒に検討させていただいているわけなんですけども、やっぱりある程度のところできちんと結果を出していかないといけないなと思いますので、今日いただいた意見とか、あるいはこれまでに出了意見、そういうものを事務局と整理をして、それで、そういうのを集約して、ぜひ結果を出していくということを次の公募に向けてやっていただければなと思います。

そういったことで、今日の審議というのはそれで、ぜひ次の公募に期待をかけて終わりとしたいんですが、事務局は何かございますか。

○事務局 今日いただいた意見の確認をさせてもらえればと考えています。

今後林野庁との意識のずれがないようにしておきたいと思っております、そういう意味では、今回関野先生からもご指摘がありましたけれども、情報の横の共有ということについて大事だよということと、あと、情報開示をしていきなさいと、何かしらそういうことをやればメリットになりますというお話がございましたので、そこら辺も今後の評価点とか、総合評価のところ追加するとかということが1つあるのかと考えております。

それから、あと、卒業に当たってのスキームをどういうふうに考えていくのか、全体評価でやるのか、個別評価でやるのかということもご指摘をいただいておりますので、こちらも一緒に林野庁と今後考えていく必要があるのかなと思っております。

それから、あと、林野庁のサポートを受けることによって、宮崎先生からご指摘ありましたけれども、この事業に参加することによって、林野庁のサポートを受けることによってどういうメリットがあるのかということもどんどんアピールをして、その辺が見えるような形で次期実施要項を整理していく。あわせて、過去にご指摘いただいている論点を改めて整理をいたしまして実施要項を再度きれいにして取り組みを行っていった上で今後つなげていって、改めて判断をお願いするという形で対応したいと思っております。ありがとうございます。

○井熊主査 そういうことで、ぜひ次の公募に向けて頑張ってくださいなと思います。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(林野庁退室)

(国土交通省入室)

○井熊主査 では、続きまして、航空交通管制機器部品補給管理等業務の実施状況につき

まして、国土交通省航空局交通管制部管制技術課、遠藤課長よりご説明をお願いしたいと思っております。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤課長 航空局管制技術課の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、ちょうど一番後ろに資料D-2のポンチ絵があるかと思いますが、これで業務の概要をご説明させていただいた上で業務の実施状況を担当からご説明させていただきたいと思っております。

まず、私ども管制技術課においては全国の空港、また空港以外の場所もあるんですけれども、管制官が航空管制に使う航空保安施設、具体的にはレーダーとか、管制用の無線電話とか、あとは空港の着陸装置、そこら辺も含むんですけど、こういうものを整備、維持管理しているセクションでございます。こういう施設が全国の空港、あと、空港外も含めると、約1万装置ぐらいを全国に設置してございます。1万ぐらいある装置分、こういう補用品といいますか、故障したときに取りかえる部品等を全体で6万4000ぐらい維持・管理しております、それを一元的に行うために、今羽田空港の中に補給センターというものを置きまして、そこで補用部品、補給部品の維持・管理を一元的にやるようにしてございます。

それは部品の羽田空港のストアにおいて管理する部品保管状況の絵で倉庫の中が写っていますけど、こういうものもありますし、羽田から直接他の空港、もしくは空港外の施設へ送るといった配送・輸送手配という業務もあります。あとは壊れて回収してきたものをメーカーに修理に出すような業務もございます。

また、一番上の絵で見ていただきますと、A空港でレーダーの部品等が壊れて、欲しいという要求が羽田にあって、羽田に在庫がない場合は他の空港から取り寄せ、この場合、B空港にあるものを羽田に、羽田でなくてもいいんですけど、取り寄せて実際A空港に送るといった手配もこの補給センターでしてございます。

あと、資料4の報告書に基づいて実際のこの補給管理業務の実施状況については担当からご説明させていただきます。

○濱崎航空管制技術調査官 管制技術課の濱崎と申します。よろしくお願いいたします。それでは、資料4の実施状況についてということで報告させていただきます。

業務内容につきましては今遠藤課長からご説明ございましたので、省略させていただきます。

受託業者決定の経緯といたしましては、民間競争入札実施要項に基づきまして一般競争

を行いまして、受託事業者を決定しているところでございます。それにつきまして技術提案書を提案いただきまして、総合評価委員会で審議をしまして、評価基準を満たしていた者が入札に参加して、落札者が決定しております。

委託業務期間としましては、29年4月から令和2年の3月31日までの3カ年となっております。

受託事業者は一般財団法人の航空保安施設信頼性センターとなっております。

実施状況の期間としましては、昨年度末までの2年間となっております。

めくっていただきまして、2ページ目となります。確保すべき質の達成状況といたしましては、管理物品の取り扱いとしまして、要求水準といたしまして、破損等がゼロ件となっております。実際2年間の破損等はゼロ件となっております。迅速な管理換えの調整ということで、要求水準といたしまして、障害が起きたらすぐに電子部品を届けなくて復旧できませんので、3日以内に送るということになっておりまして、逆に3日以上かかった件数がゼロ件ということで要求水準を満たしております。

その次に、3番の業務において確保すべき水準及び実施状況でございますが、これも先ほど遠藤課長からご説明させていただきましたとおりの業務を実施しているところでございます。

まず、1つ目、情報管理業務としましては、そういった25万点の電子部品がございますので、そういうのはシステムに登録して管理している、そういった作業の更新作業等を実施しております。

2番目、補給関連業務ということで、実際の電子部品の出入りの管理をしたり、輸送の手配をしている業務でございます。

3番目、物品管理関連業務といたしまして、物品の管理をしている帳票等の作成、確認等を実施しております。

修理関連業務といたしましては、ユニットが壊れた、電子部品が壊れたものを修理に出すという別の契約をしておりますが、それを出す部品の選定、搬出の対応をしているところでございます。

次、3ページ目となります。それぞれの業務の実施した2年間の件数を記載してございます。おおむね29年度より30年度のほうがそういったユニットの電子部品の移動が多かったということになっております。また自然災害で雷等の被害もございますので、30年度のほうが少し多かったという実績となっております。



4番目、受託事業者の創意工夫と改善事項といたしまして2点ほど提案がございました。

1点目につきましては、航空保安施設の無線機器等につきましては、離島や無人施設等にもございまして、そこに搬送するに当たりましてはあらかじめ受け取り等をどうするかという調整を事前により迅速な輸送手配が可能になってまいります。そのために一つ一つの離島等の施設を含めましてこういった受け取りをするかというのを国の職員の管理している部署と事前に調整をいたしまして配送が確実にできる体制を構築しております。

2つ目といたしましては、システムに登録する作業がございまして、そういった作業が確実にできるように、システムを製作した会社から講師を派遣していただいて研修会を実施し、知識と能力向上を図っているところでございます。

次、5番目の実施経費の状況及び評価についてご説明させていただきます。

内容につきましては1ページめくっていただきまして、4ページに記載してございます。市場化テストが26年度から第1期ということで実施しておりまして、平成25年度が市場化テスト導入前の契約金額でございまして、26年から28年が市場化テストの1回目の契約金額、で、29年度から令和元年度につきましては、市場化テストの2回目の金額となっております。

結果的には市場化テスト導入前、平成25年度と今回の第2期を比べますと、10万円ほど、0.3%ほど増加となっているところでございます。前期の市場化テスト第1期目に比べましては160万ほど、5%ほど経費のほうが増加となっているところでございます。増加した原因について受託業者にヒアリングしたところ、人件費の増加が主な要因であるということがわかっております。

その次、全体的な評価となります。5月29日に航空局の第三者委員会へ報告いたしまして、総合評価委員会での実施状況についてご報告させていただきます。その中で3点の意見がございました。

1点目が、定められた要求水準を全て満たしていることに加え、受注者の創意工夫による改善提案が実践されているなど、業務の実施状況は良好であったと思われる。

2点目につきましては、市場化テスト導入前、前期の市場化テストの契約額と比較しまして経費削減効果が見られなかったということです。

3点目としまして、業務説明会開催の広報紙への掲載や統括実務者への訓練実施の取り

組みについても導入した上で市場化テストの枠組みの中で引き続き新規参入の促進を検討していただきたいという意見がございました。

その次、5ページ目となりまして、評価のまとめということで記載してございます。

市場化テストの2期目としまして、3カ年による複数年契約で行っておりまして、受託事業者につきましても適切に業務を行い、法令違反等の事例はございませんでした。

確保すべき公共サービスの質としまして、要求水準を満たしており、実施状況は良好でございました。さらには配送関係の効率性・確実性を構築する体制やシステムの研修等を実施しまして知識、能力の維持・向上を図っております。こういったことにつきましては市場化テストの導入の効果ということで評価できるものと思っております。

実施経費につきましては、25年度と前年度につきまして若干の経費が上がっており、経費削減効果は得られなかったところでございます。

競争性の確保につきましても、受託事業者以外の応札者がなく、1者応札となっているところから、さらなる競争性の改善が必要であると思っております。

その次、今後の方針としまして、競争性の改善に向けた検討について以下のとおり考えております。

前期の市場化テストでの緩和の取り組みとして、業務責任者、実際業務する人の責任者の業務実績につきまして3年から2年に緩和を行っております。

そのほかにパブリックコメント等の意見招集前に業務説明会を実施し、入札公告における競争参加資格の提出期限の拡大も1カ月として拡大を図っているところでございます。

そのほかで、それでも1者しか入札がなかったことから、倉庫業を営んでいる会社におきましてヒアリングをしたところ、事業自体の実施は可能ということで回答を得ましたので、さらなる競争の改善に向けて、事業を知らせる、周知することが必要だと考えているところでございます。

次、6ページ目となります。今後の対応としましては、本事業の実施に当たりまして業務説明会を実施しておりますが、その業務説明会につきまして事前に広報紙等に掲載しまして広くこの事業を周知することで競争の改善を図っていきたいと思っております。

また、統括実務者につきましては、実務者への教育訓練等を実施する必要があるため、国の職員による統括実務者への訓練等を実施することによって参入の障壁を下げたいと考えているところです。

最後になりますが、競争性の改善に向けた検討につきまして、引き続き民間競争入札を

実施し、民間事業者の創意工夫、サービス、質の維持・向上と経費の削減、競争性の確保を引き続き図っていきたいと思っております。

以上となります。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）につきまして総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省より航空交通管制機器部品補給管理等業務の評価について報告させていただきたいと思います。

資料のD-1をお願いいたします。事業の概要等については現在実施府省が説明されたので、省略させていただきたいと思います。

引き続き、1ページ、下の段、II評価をお願いいたします。

概要でございますが、市場化テストを継続することが適当であると認められます。競争性の確保及びコスト削減という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。（5）評価のまとめでございます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成29から30年度とも全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の改善提案に、迅速な対応を可能とする業務実施体制が整備されたり、研修訓練体制の充実が図られたりするなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

一方、実施経費率は0.3%の増加となっており削減されておらず、その点について課題が認められます。

また、本事業は、市場化テスト導入前から競争性を確保することが課題であったため、今期の市場化テスト導入する際に、入札スケジュールの見直しや統括実務者に必要となる業務実績年数の短縮化、電子計算機の登録情報の管理及びデータバックアップを取りやめるなど業務の簡素化を行うなどしたものの、競争性の確保が図られておらず、今期も競争性の課題が残る形となっております。

国土交通省が民間事業者に対して実施したヒアリングでは、「事業自体は実施可能」という事業者もある一方で、「本事業を請負可能な社内体制の確保ができない」という事業者もあることから、競争性改善に向けた今後の取り組みによって、1者応札を解消できる

か未知数な面が残る状況でございます。しかしながら、検討の余地が残っていると考えられることから、引き続き、検討を行い、競争性改善を行う必要があると認められます。

(6) 今後の方針でございます。以上のとおり、入札における競争性の改善及びコストの縮減において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございます。

そのため、次期事業については、業務説明会開催に関する広報周知方法及び統括実務者への訓練のあり方について検討を加えた上で、令和2年度から開始される事業において、引き続き民間競争入札を実施することが適当だと認められます。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。いかがですか。

はい、どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございました。過去の契約推移を見ますと、これはどうしても1者になっていまして、やはりそこが競争改善で一番必要なのかなと思っております。

そこで、確認なんですけど、一番直近において、参加する資格要件というのは、結局統括実務者が電子部品・精密機器の製造保守、または在庫管理業務実績2年以上を有するという、これだけになっているという理解でよろしいのでしょうか。

○濱崎航空管制技術調査官 参加する会社といたしましても電子部品と精密機器製造保守または在庫管理の業務実績が必要ということで定めております。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。そうすると、電子部品か精密機器の在庫管理経験があるということだけであれば、いわゆる一般的な倉庫業者でもおそらく実施可能なんだろうなと思いますので、そこをしっかりと周知していただければ、参入障壁はそんなに高くないかなと思いつつも、この実施した内容のこの評価書を見ると、資料4の2ページですけれども、実施する業務に関しては、システムに受け払いを入れるですとか、入出庫を行う、それから、管理換えを行うというところは倉庫業であればおそらく誰でもできるんだと思うんですが、でも、修理関連業務で修理物品の故障状況の確認という業務が入っていて、これは壊れているかどうか、どれを直したほうがいいかというのは多分倉庫業者にはなかなか判別できない、もっと言うと、つくったメーカーにちゃんと確認しておか

ないと、どうやれば直るか、壊れているかというのはおそらくわからないと思いますので、ここの切り分けをしっかりと整理するのがむしろ重要なのかなと思ってまして、そこもあわせて検討いただければと思います。

○濱崎航空管制技術調査官 修理部品の故障状況につきましては、装置を管理しています国の職員等が、各サイトで壊れたユニットを入れかえたときの故障状況票というのを添付して送ってまいりますので、そういった書類がちゃんとあるかというのを確認しているところでございます。

○宮崎専門委員 わかりました。そうすると、そんなに判断は要さないということですね。

○濱崎航空管制技術調査官 はい、そのとおりでございます。

○井熊主査 ほかいかがですか。

はい、どうぞ。

○関野副主査 ご説明ありがとうございました。資料のD-3のところ、一番下のところに過去の2者に対してヒアリングを行って、請負可能な社内体制の確保ができないから、入札に参加しなかったというご説明があるんですけど、社内体制ができないというのはもう1つ考えられるのは、運送が難しいとか、そういうことかなと、倉庫業としてはできるけど、運送が難しいとあって、そういうことかなと考えたんですけども、そうではないんですか。

○濱崎航空管制技術調査官 運送契約につきましてはまた別途契約しておりまして、その運送業者に何を送るかという手配の調整だけということになります。

○遠藤課長 そこは別の契約に切り分けた経緯がございます。

○関野副主査 なるほど。3日以内とか言われたので、運送の難しさがあるのかなと考えたんですけども、それは別契約なのですね。

○濱崎航空管制技術調査官 その輸送業者に渡すまでの梱包といいますか、その作業はございます。

○関野副主査 場所もやっぱり今現在補給センターが羽田空港にあるから、その管理をできればよいということですか。

○濱崎航空管制技術調査官 はい、そうなります。

○関野副主査 倉庫業ってたくさん事業者がやっていらっしゃるんですけど、入札、応札はするような気がしますが、何か特殊なことというのはほかにあるんですか。機械自体は特

殊かもしれないですけど。

○遠藤課長 よく倉庫業者とも今後相談してみたいと思うんですけど、倉庫業者は多分以前の倉庫で管理するような仕組みが、場所と人間とシステムができていて、今回羽田で私も場所を用意して、そこに事業者に来てもらって、かつシステムはどっちがというと、請負側が多分システムも持ってきて、要は場所と部品だけあってお任せしますという状況がなかなかやりなれているかどうかというご判断いただくような感じになっているんじゃないかと思います。でかい倉庫にもう整然と管理しやすくある状況でもない、それなりに羽田空港の限られた施設に、今も手狭になってきまして、結構ごちゃごちゃ物がいっぱい詰まっているような状況で、何かスマートに仕事をしやすいことでもないので、どうやったら倉庫業者にやってもらいやすくなるかはいろいろヒアリングして工夫してみたいと思います。

○関野副主査 そうですね、1つのアイデアは全部お任せしちゃう、あなたの倉庫でやってくださいといったほうがやりやすいだろうと思います。機能的に、人も少ない、かけないでぱっとやるという。

○遠藤課長 極論を申し上げますと、多分A社がやっている、これ全任せで、物を全部持ち込んでそこでやってもらおうと、今のシステムで簡単に多分向こうはできているので、できちゃうんだと思うんですけど、今は我々の用意したもので、国有財産なので、あんまり勝手なところに持っていっちゃうというのはいろんな問題があつたりしますので、やり方をいろいろ工夫するとお互いいいところがとれるような感じがします。

○関野副主査 そうですね、もう少し抜本的なやり方を考えればお互いウインウインの関係になるのかもしれない。

○井熊主査 これは市場化テストが始まったときに9者の方が説明会に参加してきて、次3者になって、何となくトーンダウンしているのかなというところで。資格は先ほど言われたように倉庫業の方であれば大丈夫だと言っているのですが、そういう方が多分聞きに来ているんですけど、やっぱりそこでの説明を聞くと、請負可能な体制ができないなと感じる何かがあるわけですね。それだから、やっぱり入札する人が従前、今までずっとやってきたセンターだけになってしまっているというのがあるので、そのところは一種の割り切りが国土交通省にあるのであれば、それが事業者にぜひ次は伝わるような形で公募の資料であるとか、説明会であるとか、やっていただきたいなと思います。

そういうことを期待して今日は継続という形で結論させていただきたいなと思います

が、事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、事務局におかれましては、本日の経過を踏まえ継続するという方向で監理委員会に報告をするようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

— 了 —